

佐賀県産木材を使って
佐賀県内で住宅を新築される方を

住宅ローン 佐賀県と【フラット35】が 応援します。

 佐賀県

補助金交付

■佐賀県ふるさと木材利用
拡大推進事業

一律 **30万円**

【フラット35】

地域連携型
住宅ローン金利引下げ

年▲ **0.25%**

期間 当初 **5年間**

※【フラット35】地域連携型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。
受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。
※【フラット35】地域連携型は、【フラット35】借換融資にはご利用できません。
※【フラット35】地域連携型は、【フラット35】S等と併用することができます。
※【フラット35】のご利用には条件があり、審査結果についてお客さまのご希望にそえない場合がありますのでご了承ください。
※【フラット35】は第三者へ賃貸する目的などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。

フラット35 地域連携型

検索

【フラット35】を利用する場合の「手続き」や「返済額の軽減効果」については、
【フラット35】サイト(<https://www.flat35.com>)でご確認ください。

佐賀県ふるさと木材利用拡大推進事業について

- 佐賀県では、県産木材をふんだんに利用した民間住宅の木造化を応援するために、補助金の交付を行っています。
- 補助の対象は、「佐賀県産木材地産地消の応援団※」に認定されている大工・工務店、設計事務所が
施工・設計する木造住宅です。

※佐賀県産木材地産地消の応援団とは 県内の森林で育てられ、生産された「佐賀県産木材」を県内で消費することを目的に、
佐賀県産木材を使ったり、PRに協力する企業・団体です。
企業・団体名は下記のホームページに記載しています。
「よかウッド」<http://www.yoka-wood.jp/supporters/>



- 本事業に係る事務処理は、一般社団法人佐賀県木材協会が行います。

詳しくは、裏面照会先までお問合せください。

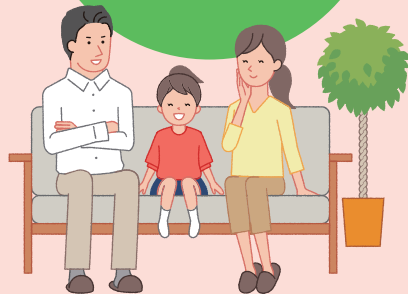
【フラット35】地域連携型 ご利用いただくための要件

【フラット35】地域連携型をご利用いただくためには、
一般社団法人佐賀県木材協会から【フラット35】地域連携
利用対象証明書[※]の交付を受け、ローン契約前に
金融機関に提出する必要があります。

注)このほか、住宅の耐久性等の【フラット35】の技術基準やその他融資基準を満たす必要があります。
各基準の詳細は、【フラット35】サイト(<https://www.flat35.com>)でご確認ください。

STEP 1

佐賀県 補助金交付の 要件をチェック



STEP 2

【フラット35】 地域連携型の 要件をチェック

佐賀県ふるさと木材利用拡大推進事業

県内に建築される木造住宅で、次のすべてに当てはまる必要があります。

【対象となる住宅】

- 県内に自ら又は家族が居住するために新築する一戸建ての木造住宅であること。
- 構造耐力上主要な部分(基礎及び基礎杭を除く。)の内、土台、大引、柱(間柱を除く。)、横架材(桁、梁類)、斜材(筋かい、火打材類)、小屋組(小屋束、棟木、母屋、垂木類)の部分の木材使用量のうち、県産木材を体積比で60%以上使用すること。
かつ、外装又は内装に県産木材を10m²以上使用すること。
- 佐賀県産木材地産地消の応援団に認定されている大工・工務店、設計事務所が施工・設計する木造住宅であること。
- 使用する木材については、合法木材及び県産木材の証明ができること。
- 原則として、補助対象の住宅に申し込みをした年度の12月末までに完成する住宅であること。
- さがの木の住まいコンクールに応募する住宅であること。

対象となる要件等詳細は、一般社団法人佐賀県木材協会又は佐賀県のホームページでご確認ください。

【フラット35】地域連携型

上記に追加する要件はありません。

【フラット35】地域連携型のご利用をご検討ください。

《借入れに当たっての注意事項》

●【フラット35】は、民間金融機関と住宅金融支援機構が提携してご提供する全期間固定金利の住宅ローンです。お申込みは、取扱金融機関となります。●取扱金融機関または住宅金融支援機構の審査の結果によっては、お客さまのご希望にそえない場合がありますので、あらかじめご了承ください。●借入額は100万円以上8,000万円以下(1万円単位)で、建設費または購入価額(非住居部分に係るものを除きます。)以内となります。また、審査の結果によってはご希望の借入額まで借入れできない場合があります。●融資率とは、建設費または購入価額に対して、【フラット35】の借入額の占める割合をいいます。●融資手数料は、お客さまの負担となります。融資手数料は取扱金融機関により異なります。●借入金利は、資金受取時の金利が適用となります。●【フラット35(買取型)】では、借入期間(20年以下・21年以上)、融資率(9割以下・9割超)、加入する団体信用生命保険の種類などに応じて、借入金利が異なります。【フラット35(保証型)】は取扱金融機関によって取扱いが異なります。借入金利は取扱金融機関により異なります。●借入金利は毎月見直されます。●融資率が9割を超える場合は、返済の確実性などをより慎重に審査します。●最長35年の返済が可能です。ただし、お客さまの年齢により借入期間が短くなる場合があります。●住宅金融支援機構の定める技術基準に適合していることについて、検査機関または適合証明技術者による物件検査を受ける必要があります。あわせて、新築住宅では、建築基準法に基づく検査済証が交付されていることを確認しています。物件検査手数料はお客さまの負担となります。物件検査手数料は、検査機関または適合証明技術者により異なります。●借入対象となる住宅およびその敷地に【フラット35(買取型)】では住宅金融支援機構、【フラット35(保証型)】では取扱金融機関を抵当権者とする第1順位の抵当権を設定していただきます。なお、抵当権の設定費用(登録免許税、司法書士報酬など)は、お客さまの負担となります。●【フラット35(買取型)】では、借入対象となる住宅について、火災保険(損害保険会社の火災保険または法律の規定による火災共済)に加入していただきます。【フラット35(保証型)】は取扱金融機関により取扱いが異なります。火災保険料は、お客さまの負担となります。●健康上の理由その他の事情で団体信用生命保険に加入されない場合も、【フラット35(買取型)】はご利用いただけます。【フラット35(保証型)】は取扱金融機関によって取扱いが異なります。●【フラット35】Sは、借換融資には利用できません。●説明書(パンフレットなど)は、お申込みを希望する取扱金融機関で入手できます。

【フラット35】地域連携型について

佐賀県ふるさと木材利用拡大推進事業について

照会先

住宅金融支援機構
九州支店
地域連携グループ

TEL.092-233-1507



一般社団法人
佐賀県木材協会

TEL.0952-23-6181



佐賀県 農林水産部
林業課 林産担当

TEL.0952-25-7133



(令和3年11月現在)